

この際、提出者の趣旨説明を求めます。武藤山治君。

○武藤委員 会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を上程いたします。

案文の朗読をいたします。

会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、国の行なう売買・貸借、請負その他の契約等本法の運用に当つては、各省各庁は、中小企業者の不利益にならないよう資格要件策定その他について十分に配慮すべきである。

二、指名競争入札及び随意契約が拡大される傾向にあるが、これに伴う談合や不当行為のないよう業者と担当官の関係を十分規制するよう配慮すべきである。

以下、簡単に本決議案を上程する趣旨を申し上げたいと存じます。

御承知のように、従来国の契約金額を検討してみますと、約九〇％が随意もしくは指名契約になっております。

この傾向は、法律に定められた一般競争契約を原則とするという建前から見ますときに、非常に法の原則に違つた状態が出ておるようであります。それをさらに今回の改正で実態に合うような改正が行なわれるわけでありますから、一、その指名契約、さらに随意契約が増大する見なければなりません。そう言った場合に、どうしても大企業と中小企業との指名や随意の率というものがアンバランスになって、中小企業が圧迫を受ける傾向が出てくるのではないかと心配されるのであります。そこで、特に指名の基準、さらに資力、信用、期日、その他の基準策定

に当たっては十分中小企業も契約に入れるような配慮をしなければならぬ、それが官公需要を中小企業に確保する一つの方法でもあらう、こういう点から、まず決議案を上程した次第であります。

第二には、随意と指名契約というものが増大して参りますと、担当官と業者との間のなれ合いや不正というものが起りやすい、そういう傾向が、一、その顕著にならうと思ふのであります。そこで、担当官と業者との談合やあるいはなれ合いというものをできるだけ防止する配慮が必要ではなからうか、特に歳出原因契約については、最低価格が入札者が不当な価格と思われた場合には次順位のものを入札者とする、こういう新しい規定が設けられたわけでありまして、これなども乱用のおそれのないよう十分に配慮をしなければならぬのではないかと、こういう点から本附帯決議案を上程した次第でございます。

簡単にございますが、附帯決議案に対する趣旨を御説明申し上げた次第でございます。

○小川委員長 これにて趣旨説明は終了いたしました。

お諮りいたします。

武藤君提出の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小川委員長 御異議なしと認めます。よつて、武藤君提出の動議のごとく本案は附帯決議を付するに決しました。

○小川委員長 なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○小川委員長 租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の通告があります。これを許します。藤原豊次郎君。

○藤原(豊)委員 木材価格緊急安定策の一環としての立木の伐採を促進するための特別措置法について質問いたしますが、その前に少しお聞きしたいことがあるのです。

それはこの租税特別措置の話が出ましたのは、水田大蔵大臣が、八月十五日の閣議終了後に山林所得の減税措置について、早ければ臨時国会には提出したいということが新聞に出ておつた。これは私たちの方の租税特別措置の法律改正案が提出されたのは十月十日であります。その前にすでに十月の初めごろにこの租税特別措置の問題に対して各都道府県の方へこの内容が出されたという話を承っておりまして、これは実際なのか、それともいつごろ出されたのか、それをちょっとお伺いしたい。

○吉村政府委員 お答え申し上げます。閣議決定前にはさうなことはございません。閣議決定後におきまして、府県から照会がありましたときに、か

ような事情であるということの説明をいたしてございます。

○藤原(豊)委員 ところが、すでに十月五日の地方紙の中にはもう出ています。私今ここに切り抜きを持ってきています。それが、それによりますと、「木材の増伐に減税、林野庁各府県に指示」としてある。それは十月五日に地方紙に出るのですから、その前に各府県の方に通知が行っているはずなんです。それが、いつごろお出しになったのか、それをお伺いしたい。出されなければならぬので、新聞がどうしてこういふような取材をしたのか、それは問題です。

○村山政府委員 お答え申し上げます。今度の特別措置の内容につきましては、普通の例に従ひまして次官会議をこれから閣議を通して、今度の決定を見るに至つたわけでございます。次官会議が十月五日にございまして、恒例によりまして、記者会見においてその概要を発表した次第でございます。

○藤原(豊)委員 次官会議が十月五日としますと、そのすると十月五日の午後にはそれはわかっているわけでしょうが、しかし地方紙に出てくるのは十月五日の朝刊に出てくるのです。そうするとその前に通知が出ていなければならぬことになる。同時に、その内容が次官会議とは同じ、というよりは、実は今度出ているものと同じなんです。お読みしてもいいのですが、切り抜きが、そのと次官会議の前にすでにこういふことを内示せられたのかということだけお伺いしたい。

○村山政府委員 内示ということはい

たしたことはございません。○藤原(豊)委員 と申しますのは、この前の三十八国会の三月三十一日のときに、同じような問題が実は林野庁から出ておるのです。と申しますのは、官行造林を森林開発公団に移されることに、すでに二週間くらい前にその移されることをパンフレットとか何かで下部の機関に流して、その問題に対して私の方の社会党の有馬委員から質問しているわけでありまして、すでに三月には、こういふふうな問題で前の林野庁長官は、これは悪かったということでお釈明しておられます。お読みしてもいいのですが、私はここに持つてきておりますが、それによりますと、さういふふうになっておる。議会監視という問題は、このときにも出ておる。三月に、こういふふうな問題がありました。このときには一つ了解しなければならぬ問題もあるのです。と申しますのは、もし森林開発公団に官行造林が移されて、植林する場合には時期の問題がございまして、その時期の関係で、これは別に早く発表したわけじゃなくて、下部の方に、もしこういふ場合には、どういふことを指示したという点とあります。これは少しは了とす点があるでしょう。しかしそれにしましても、まだ国会にもかからない問題で、先に発表されたということ、林野庁の前の山崎さんに対して、相当強く有馬委員から話があった。ところが今度はまた同じことがこの三月三十一日から半年ほどたつ間に、また同じことが繰り返されておるのです。さうして内容もみな同じです。

もう少し申し上げますと、実はこ

の問題に対して、こゝろふうなことを聞き合っている人もいます。あ

る山持ちが今度の課税の対象に、たとえ減税になる対象に増伐分を計算するのこれまでの石数でいくのか、それとも前年度までの金額でいくのかというふうなことを聞いています。そうしても石数でいくならどんな木でもいいのだというのです。石数だけあればいいからどんな木でも切つて出す、こゝろふうなことです。それでも金額でいくなら割合にいい木を少量切つて出す。だから金額か、あるいは石数でいくのか、これはどっちだという聞き合ひをしておる人もいます。す

でにこゝろふうにしてはいますから、各府県に流しますと下部の方にはうほとんどきまつたようなふうに話をされるだろうと思ひます。そういふ点で私が聞きたいのは、この前のときには時期の關係もございましたが、今度の租税特別措置には、どういふわけでこゝろふうなことをしなければならぬ時期の關係があるのかどうか、そういふ点もお伺ひしたい。どうなものでしょう。それはすでに十月五日より以前にもう発表せられたことなのですか。その内容も全部各府県の方に示達せられたものでしょうか、どうでしょう。それを御返事いただきたい。

○吉村政府委員 林野庁の方からお答えを申し上げます。閣議決定以前には、この内容について通知をいたしておらないのでござい

ます。○天野政府委員 閣議決定以前には通知を出していないことは事実でござい

ます。新聞記者がいろいろとニュースをとりまわつて、それをスクープした

しまして記事として出す、そういうことは当然あるかと思ひます。

○藤原(豊)委員 どうも変な言いのがれみたいなんなんですがね。地方新聞がこれを出すのは、少なくともその府県へ行って材料をもらつてきてゐるんですよ。だからそれはどっかからもらつたか、あるいは話されたか、指示というものがはつきりきてゐると思ひ

のすがね。○天野政府委員 地方新聞社というところをおっしゃいますけれども、地方新聞には共同通信という中央の記者がおります。それが全部各地方紙に記事を送しておるわけでございます。地方紙独自で取材するといふことは、ちよつと

そゝろふうな問題ではないと思ひます。おそゝろふう共同の記事をやつたのではないかと思ひます。○藤原(豊)委員 どうも政務次官さんと話してゐると合はなくなるんですがね。しかしそれにしても次官會議が十月五日にあつた、新聞は十月五日の朝に出てゐるんですがね。これはそゝろふうと、どういふふうな關係で取材されたのか。はつきり各府県に指示されたのか。まさかそれを書かれることもないし、次官會議の前にこんなものを発表されるはずはない。

○村山政府委員 こゝろふう問題は主税局として府県の方に指示といふことはありつこないわけでございますから、当然そゝろふうことではないといふことは御了解がつくと思ひます。今どういふわけで地方紙に出たかという原因につきましてはわかりませんが、あるいは今政務次官のおっしゃつたやうなことも

ありつこないと思ひます。○藤原(豊)委員 どうもこれは水かけ

論のようですから、この程度でやめておきます。しかしこゝろふうなことが、まだ法案も国会に出ない前に各地方に流れ、しかも山林地主の人たちに、立米で出すか金額で出すか、それによつては考えやうがあるなんといふ

ふうなことを考えさせること自体に、どっかに手落ちがあるだろうと思ひのす。もしこれが正式に林野庁から指示が出ておるものとしますと、もう議會、それから委員会などといふものは要らないといふやうな感じがする。何にもなくて、向こゝろから流せばそれで実際に効力を発するのだつたら、委員会も要らなければ国会も要らない

ので、官僚の諸君、勝手にものをやるといふやうな結果が出てきますので、そゝろふうな点でそれは指示しなかつたとおつしやるのでしたら、あらためて私も県の方を調べてみますが、こゝろふうなことが漏れないやうに一つお願ひいたします。というの、先ほど申しましたやうに山林地主が、どうしよ

うかといふやうな問題も出ておるので。續いて質問したいのは、今度の租税特別措置でどのくらい金額が減税分として見込まれてゐるのでしょうか、それをちよつとお聞きしたい。

○村山政府委員 今度の措置の内容は、御案内のやうに、前三年の実績上

の分に対して、その平均実効税率の上回る分について二分の一を軽減する、かやうなことでございすので、林野庁において現在計算してあります三十六年分、三十七年分の民間の伐採量を基準にいたしまして、それぞ

れ過去三年をとりましてその差額について計算しております。三十六年、三

十七年とも、減税額で申し上げますと、約七億円の見込みであります。○藤原(豊)委員 實は、その減税分のことで、今山持ちの話では、これを国の言ひやうに協力して伐採しますと、その跡に造林しなければならぬ、そこで伐採して造林をする経費と、この税金とのかけ合ひをやつてゐます。もし切ると跡地の造林をする場合は人手も要りますし、苗木も要る、そゝろふうな経費と減税分とがどつちが多くなるか、かけ合ひをやつてゐる。こゝろふう計算は大体できてゐるやうか。もし減税せられても、跡地に植林する方が、特にみんな競争して伐採しますと、なかなか苗木もないし、造林にも手が

回らない、そゝろふうと相当金がかかる、ですから金がかかるやうならこの際伐採しないといふ人がゐるのです。その計算を自分たちでやつてゐる山持ちもゐるんですが、一つ単位をとつてどれくらいになるか教えてもらいたい。

○村山政府委員 造林の方の所要経費等につきましては、林野庁の方からあるいはお答えがあるかと思ひますが、減税の方がどれくらいのリットがあるかといふ点を申し上げます。これはいろいろな仮定案がございすが、基準伐採量二百五十石で、当該年度における伐採量が三百七十五石、ちよつと五割増しのところを考へております。それから基準伐採量五百石、当該年度の伐採量やはり五割増しの七百五十石、基準伐採量二千五百石、当該年度の伐採量三千七百五十石といふ場合をとりまして、それぞれ計算いたしますと、その場合素材の価格は一定いた

します、その場合、今度の特別措置による減税分と、それから取得価額を財

産税価額によらないで、二十八年一月一日現在の価額とした場合の両方が今度の減税の内容でございす。そゝろふうたしますと、三百七十五石切りました場合現行法ですと二万八千七百四十

円、それに対して減税額が四千七百八十五円、それから五百石切りました場合ですと現行税額が八万八千五百円、減税額が一萬二千七百四十、三千七百五十石切りました場合でございす。と現行税額八十八万三千七百五十円、減税額が十二万三千七百九十一円、い

ずれも現行税額に対して三割ちよつと上回る程度の減税額になる、かやうな計算になつておるわけでございます。

○藤原(豊)委員 そゝろふうと、林野庁の方に伺ひたいのですが、たとえば百石を中心にして今度減税されるとします。ところが跡地に造林する場合、その経費はどうですか。

○吉村政府委員 造林の場所によりまして非常に違ひるのでございす。大体私ども一ヘクタール当たりの造林の経費といふのは、これも地方によつて違ひますが、四、五万と見ておられます。大体伐採に達しました杉の造林地が、ヘクタール当たりいいところは千石、悪いところで六、七千石、こゝろふうやうに考へております。

○藤原(豊)委員 そゝろふうと、今伺つてみると、せつかくいろいろ特別措置で減税をせられますが、跡地に造林する場合の経費を減税と対照しますと、山持ちの側によつてはそれほど得でないやうに伺へるのですか。

○吉村政府委員 御質問の焦点があるいはあれいたすかも知れませんが、私どもの考へ方と申しますか、伐採をい

ました木材価格安定対策の一環としての租税特別措置については、次官の方も、それから当局の林野庁の方も、それから大蔵省の方も、各府県に通達を出していないというお話でございます。が、実は今私がかつちに来る前に電話をして調べてもらった結果が来ておりますから申し上げます。千葉県の農林水産部長あてに書類が出ております。これは林務課で聞きました。それは九月三十日にそういう通達が出ておるというのですが、これはどういふことであ

さか千葉県がこういうふうなるを言うことではないと思う。

○吉村政府委員　九月三十日の林野行政政部森林組合課長から林務主管部部長

あては連絡が出ておりますが、これはこの臨時国会に法案が提出される運びとなりましたで、国会を通過した晩には、こういうことになると思います。こういう連絡をいたしております。これは一つには新聞等でやかましくなり

まして、いろいろな照会が入つておつて、そういった混乱を防ぐために連絡をいたしたものでございます。

○藤原(豊)委員　どうも先ほどのお話では、全然こういう通知も何も行つていない、という事です。それから私が

聞きましたことは、十月五日にすでに千葉新聞に出ていて、その時分に私自身も、山持ちの人からこれはどうだというのを聞かれた。それは大蔵関係だからというので聞きにこられた。そ

の方では、こういうような通知も何々
していない、ところが今電話で入って
きましたことによりますと、もう九月

きましたことによりますと、もう九日

三十日に通達が出ている。何だかまじめに質問したり、まじめに会議していることが意味なくなってくるんですがね、こうくるくると変わってくる。私のほしいことは、やはり国会でものをきめられるので、きめてからすればいいので、特に租税特別措置は、今言われておるのは、一月おくれだからというので木材が出ないという考え方にはならないのですよ。その意味で、この前にも議会の軽税がはなだしいというので、山崎長官のときにも問題が出ていたのですが、六カ月後にこんなことをせられるようでは、官僚の人たちが何でもものをきめて、皆さんこうして集まっていられるその人たちは何にも解決する必要はない、このようにお前らやれというような結果になりますので、ここに来ていろいろ何たり、いろいろ意見を言ったりすることは無意味な気がするのですが、これはどういふふうに御説明をされま

すか。

○吉村政府委員 この連絡でございますが、先ほども申し上げましたように、新聞等でこの問題が非常にやかましくなっております。府県等におきましては非常にこれを心配しておったのでございます。従いまして、中間的に、こういうものがどういふような進行の状態であるかというのを、その誤解を防ぐ意味で府県の林務課等に連絡をいたしたのでございまして、決して仰せのような気持でやりましたことではないのでございます。御了承願います。

○藤原(豊)委員 そういふふりの説明ではどうも私は納得のいかぬ点が多いのです。これは一応どういふのが出て、

現実に山を持っている人たちが心配して聞きにくる以上、やはり県の方でもこういうふうになるというところでいろいろ話しているのじゃないですか。末端機関はもうすでにこういう通知が出れば、あなたの方でできるだけ増伐をしてほしいから、それを勧誘のために、こうなるから増伐しないさいというふうなことを言うのじゃないですか。そういうことはしないのですか。もしそうだとするとちょっと困るのです。

○吉村政府委員 私どもも、この増伐という大きな仕事を計画しております。非常に真剣に取り組んでおったのでございまして、確かにこの減税というふうな問題も、考えておられるというふうなことは、もちろんやったのでございまして。おそろく県におきまして、その具体的な問題につきましては、そういう点については十分慎重な行動をとっていただくものと考えておるのでございます。

○藤原(豊)委員 どうもこれは何ぼ言っても水かけ論のようになりまして、どうです、農林大臣に出てもらって、こういうふうなことをはっきりけりをつけていただきますようか。どうもこの前もあり、今度もあり、六カ月の間に、まだ議会にも出ないものがある。いろいろ通達せられて、そして今度は山持ちにまで問題が出てくるというところになると、これはやはり政党政治ですから、農林大臣からでもはっきりこういふことは今後ないとか、こういうこととはしないとかいふように弁明でもしていただかないと、これで半年ほどの間に二度ですからね、どうもすっきりしないのです。

○吉村政府委員 この点につきまして、私どもも特に慎重を期して参つたのでございまして、下部におきまして、私どもの指導の不十分のために、さような御心配をおずらわしましたというところにつきましては、まことに責任が重いものだと考えております。今後、こういうようなことのないように特に留意をいたしますので、御了承をお願いいたします。

○藤原(豊)委員 もう一つ重ねてお聞きしたいのです。今の民有林の問題ですが、民有林の四百万立米をおやりにするに、今の租税特別措置のやり方でやられて、私には、どうもそれに對して山持ちの人たちがそれほど協力するといふふうなことは感じられない。それから、特に今の金融関係で木材を引き取れないような事情も出てきている関係もありますので、幾らか木材の値段は横ばいになってまいしうが、これは多く生産したからという意味のようには考えられないものが一部にある。そこで一つお聞きしたいことは、こういうふうなわざわざ租税特別措置という方法で、しかも山林を持つている人たちによつては、これは跡地の造林なんかのことを考えると容易に応じられないというふうな、そういうふうな考え方を持たさない方法として、立木に課税せられるようなお考えがあるかどうか、それをちょっとお聞かせ願いたい。むしろ立木に課税をせられますと、そういう無理をしないで、まじめな林業企業を考えている人たちはほとんど切つていただけるのではないかと思ひますが、その点はどうでしょう。そういうふうな立木に将来

課税せられるような御意思はございまいしょうか。

○村山政府委員 現在地方税といたしまして木材取引税というのが課税されております。これは立木の取引に對する課税でございますが、実際の課税の方法といたしましては、山持ちの支払代金の中から源泉徴収をする、こういう制度でございます。現在問題になつておりますのは、それにかえて立木課税を起してはどうかという問題が出てくるやに聞いておまして、自治省でいろいろ検討の段階でございまして、ただこの問題は、政府の税制調査会でもかような考えはどんなものであろうかという話が出ました際に、調査会での議論といたしましては、二つばかり疑点がある。一つは立木課税というものは租税体系上いかなる地位において考へるべきか、固定資産税といふこととあれば、固定資産ではなからう、そうなる点と体系としては全く伐木促進のための臨時立法として考へるのか、この点が一点であります。租税体系上いかなる地位を考へるか。それから第二番目は、課税上の技術ないし多少その問題点がございまして、建築用材料の増伐を促進するといふときに、パルプ原料あるいは紙の原料になるものが相当あるが、そういうものも含まれる課税するといふことはどういふ意味を持つのか。それからかりに増伐を期待するといふにしても、適伐以上のものについてだけしか意味がないであらう。その場合適伐には行つていないが、林道その他の関係で今切り出せないといふものがあるだろう、これまで立木税を課税するといふ理由はないだろう。その辺事実上伐採のできないものとそ

うでないものをいかにして区分するか、あるいは製紙、パルプの原料になるものまで課税するのかもしれないのか、その辺けじめをつけるとすれば課税技術上どんな方法があるのか、こういう点の問題でございます。大体その辺の二点が問題になりまして、なお慎重な検討を要するといふことでございまして、御報告申し上げておきます。

○藤原(豊)委員 今詳細な御報告をいただいたのでありますが、どういふようにな措置よりも私はいいんじゃないかと、いう感じは持つております。それから立木に課税しますと、何年も何年も財産のようになつて、ちようどたんすの中に金をしまつていふような状態が続かないだろうと思ひます。だからほんとうにまじめな林業家の人たちは、適期になれば切ると思ひます。木だけは何年置いておつても——くだものですと、あまり長く置いておくと過熟したり腐つて落ちてしまひますが、木は何年置いておつてもいいから、そうするとなかなか切らないと思ひます。ですから今度の民有林の四百万立米も林野庁の言う通りふるかどうかといふことは非常に疑義を持つてゐる。それよりもむしろ、いろいろな技術面で非常に至難だと言われまふけれども、立木に課税した方が合理的じゃないか。そうすれば適期になれば切ると思ひます。適期になつてとんだん切つていくということが木材の値上がりがある範囲まで防ぐのじゃないか、むしろ切つたあと造林するわけなんですけれども、そういう方向にいかれる方がいいのじゃないか、こういうふうにか

るのですが、林野庁の方ではどういふふうにお考えですか。

○吉村政府委員 仰せのように、四百万立米の増伐ということは、この御措置を願わなければならぬかむずかしいことだと考えております。それと同時に、立木の適伐以上の課税の問題でございます。これには先ほど大蔵省の方からの御説明もありましたように、いろいろな困難性がございます。適当な伐期と申しまして、先ほど仰せのように果樹、その他のように非常に短い期間でございまして、かなり長い幅も考えられないわけではないだらう。それと同時に、造林によりましてかなり一斉林が多くできているということもあるのでございます。今大蔵全国を見てみますと、切れる程度の立木が二億七千万立米程度あるかと考えておるのでございます。こういうものに一斉に課税をいたしまして、その税をのがれるというような意味で切られるということになりますと、これは一時に出過ぎまして、これも将来の保続というふうな面、それから国土保全というふうな面からやはり心配が出てくるのでございます。御趣旨はわかるのでございますが、技術的には非常にむずかしい問題ではないかというふうに考えておるのでございます。

○藤原(豊)委員 もう少しお聞きしますが、実は山林の所得に対する税というものは非常に恵まれているのです。これは総合課税の対象になっていない。山林所得だけは別個に所得税としてとられますので、今度の場合に、こゝろいうふうなものを勘案していくと、民有林の人はそれほど切らないのじゃないか。その点がどうしても私はまだ

納得がいけないのです。立木課税にしますと切りますが、今すぐそれはできないといいたしても、ドイツだとかあるいはアメリカなんかでも、そういうふうな立木課税をやっているところはあるのじゃないですか。一つそういうことを勘案して立木に対する考え方をいろいろ研究していただきたいと希望いたします。同時に、今の森林課税の五分五乗方式、この五分五乗方式は大きな山林を持つている人には非常に得ですが、十年目とかあるいは二十年目くらいに一度しか切らないような小山、中山持ちにはちっともいい方法ではないような感じがするのですが、その点はどうでしょう。今後直される気はないのでしょうか。どうも五分五乗は毎年切っている人には非常に利益になる。けれどもとまた、十年に一度とか、たとえば自分のうちの子供が結婚するとかなんとかということがあるときだけ切るという人にはそれほど利益がない。大きな山持ちにはいいですけれども、そういう点は何かお考えになっておられますか。

○村山政府委員 山林所得の課税の方向につきましては、御案内のように、所得税の税率があらゆる所得を総合して累進税率で課税しております。これは毎年経常的にある所得を前提にして税率が盛られておるわけでありまして、ところが譲渡所得であるとか、あるいは山林の場合でありますと、杉、ヒノキは普通四十年と申されておりますが、四十年に一回切られるといいたしますと、それを単純に普通税率で総合するのは無理だということ、その調整方法をいかにするかという問題でございます。現行法では御案内のように、そ

の所得を五分の一にいたしまして——実は十五万円引いて五分の一にして、その税額に対して五乗しているわけでございます。ただそのときに、毎年切っているものとそれから何年かに一回切ったものと不均衡ではないかという点でございますが、この点はやはり五分五乗いたしますので、その間の不均衡はございせん。どちらか軽減になることには間違いないでございます。ただ五分五乗する意味が、輪伐経営者としてでない者について税制上同じような意味を持つかという点を考えますと、やや疑点があるということでございます。

なお各国とも山林課税におきましては、それぞれ各国の方式がございまして、通常のやり方とは違っております。たとえば米國でございまして、納税者の選択によりまして、キャピタル・ゲインの課税を選択することがございます。この場合は分離二五%の比例税率で課税をすることができ。それから英國の場合でございまして山林所得者、これは山林の素地の所得はスケジュールAの課税でございまして、立木部分につきましてはスケジュールBの課税になります。これは台帳課税でございまして、その台帳価格は通常スケジュールAの賃貸価格の三分の一と法定されてございます。なおその業者の選択によりまして普通の事業所得、スケジュールBの選択はできます。ただし選択した場合は自後継続してスケジュールBに付さなければならぬ、こゝろいうことでございます。フランスにおきましては大台帳の課税の方式によつて同じようなこととございます。それからドイツのやり方はやや日本に

似ておりまして、これは単純に五分五乗でございせん。臨時によけい切った場合、災害があつて切った場合、あるいは過去三年間、通常よりも少ないためにその理め合わせとしてよけい切った場合、そういう場合についてそれぞれ軽減税率を設けてございまして、いずれにいたしましても、どの國でもこういうものは一種のキャピタル・ゲインでございまして、通常の税率をそのまま使うということはいたしてございせん。

○藤原(豊)委員 今の御説明でわかりましたが、どうも森林の方の減税が、山の減税が非常に多いので、それに今度は特別措置をするほどのことはないだらうと思ふこと、それから同時に、その特別措置をせられても民有林はその割に出てこないのじゃないかと、その感じが強いので、それを申し上げておきます。

それから今度はほかの問題で少しお聞きしたい。今度外材を輸入せられるようですが、その外材の輸入に對して、港務とかそういう方の施設は一体どういふふうになっておるのでしよう。これをお聞きしたい。

○吉村政府委員 仰せの通り外材の輸入につきましては、港の施設というものがまず第一になるわけでございます。御承知のように港務はやはり現在におきましては十分でないのでございます。この点につきましては、運輸省の方と協議をいたしまして、運輸省の五カ年計画に特にこの点を盛り込んでいたしまして、早急に貯木施設等の改善につきまして協力を願うようにいたしておる次第でございます。

○藤原(豊)委員 今外材を入れる港は

幾つくらいになっておるのか。それから同時に外材を入れられる程度の港は幾つくらいまだ残つておるのか。今入れている港以外にまだ外材を入れられる港が幾つくらいあるかということ、それも伺つておきたい。

○吉村政府委員 あるいは若干違ふかも存じませんが、四十あまり現在ございます。そのほかに大体二十くらいは木材の輸入港として指定の可能なものがあるように私は私どもは考えております。

○藤原(豊)委員 これはまだ指定してないわけですね。そうすると、その二十を指定せられますと、外材がこちへ入つてきますと、それが全部港へ入れられることになりまして、今現実に見ますと、外材を持つてきましても揚げるのができないようですね。そうして沖の方でだいが船が係船しているようです。係船してはいますと係船料をとられます。同時に外の港の方でブイにつないでおる以外に、港につけて外材を陸揚げしては、それを今度輸送する方もうまいかないで、外材が港に相当積まれているような関係もありまして、これに対する措置はどういふふうになつておるのか。

○吉村政府委員 御指摘のように、外材輸入のための船が港に滞留をしていふという事情があるのでございます。これは港の設備を拡充いたしますと同時に、現在の貯木施設の回転の効率を上げるということが非常に大事なように考えておられて、私も最近調査をいたしておるのでございます。かなり長く貯木施設をふさげているというふうなものがないのでもないか。そういうふうなものにつきまして

○、木材平均で二〇〇くらいになっておる。とにかく二倍から二倍半である。一般卸売物価指数が横ばいの状態を続けておりますのに、木材だけがこのような高騰を続けておりますので、総理もこの前施政方針演説の中で特に木材の問題については触れられたのだからと思います。またそれを受けて河野農相としても、この対策を打ち出されたのだろうと思うのですが、私がここでお願いしたいと思ひますことは、先ほど藤原委員の質問に對しまして、大体昭和三十六年度で六千八百萬立方メートルくらいの供給量に對し

て需要は五千八百立方メートルだ、これはこまかい数字は省きますけれども、大体千八百から千九百万立方メートルの在庫をかかえておるから、一応これでもって安定する方向に向かうのじゃないかという長官のお話でございまして。問題はその需要供給の関係をどのように把握するかということでありまして、少くとも現在のこの木材の高騰の原因は、やはりパルプ材の消費が非常に大きくなった。特に包装紙とか段ボールは、もうものすごい需要を持っております。私

もきのり買ひ物に出かけて、ひとり者でありますから、洗たく石けんを買った、ところが、その洗たく石けんを包んでくれる紙は、非常に豪華なものでありまして、それを持って歩いておると、えらい高価なものでも買っておるみたいに見えるくらいに包装紙を、他は非常に需要がふえております。さらに第二の点といたしましては、工場の設備投資の増加、いわゆる建築ブーム、こういったものが私は主要因になつておるのではないかと思ふのであります。問題は紙の紙の一人当たりの消費量であります。日本では千人で一年間に一トンしか使っていないのに、西独あたりでは六十一トン、アメリカでは百八十トンも使つておるというやうな状態でありまして、今でさえ私たちが見るのと非常に紙を使つておるやうでありますけれども、今後の伸びは、もう目まぐるしいまでに伸びていくのではないかと、私はこのように考えております。先ほど林野庁長官は本年度の見通しを六千八百立方メートルというやうなお話でありましたけれども、ここ五年ぐらいの後はどの程度

になるのか、大体の需要の伸びというもの、どの程度に押えられて現在の緊急対策その他の基礎とされておるのか、この点をまず第一にお伺いいたしたいと思ひます。

○吉村政府委員 私どもの方では五年ごとに区切つておられますので、それを申し上げますが、三十五年から三十九年にかけては、この五年間に二億一千九百万立方メートル、四十年から四十四年にかけては、この五年間に二億四千五百万立方メートル、こういうやうに計算をいたしております。

○有馬(輝)委員 それから一千八百立方メートルの在庫をかかえておるの、これが一応木材価格の安定のさきえになるのじゃないか、こういうやうなお話でしたけれども、この点について問題が二つあるだろうと思ふので、一つは、これは林野企業特別会計の建前からいたしまして、やむを得ないことだろうと思ひますけれども、営林局が売る木材価格がはたして適正な価格であるかどうか、これが一点だろうと思ひます。この点について民間では、特に営林局の出す石当りの単価が非常に高いのじゃないか、こういうふうな声をしばしば聞くわけでありまして、これについてやはり現在の時点におきまして、卸売物価指数その他から見まして、現在の国が供給する価格というものがはたして妥当なのかどうか、この点についての長官のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○吉村政府委員 まことに無責任だといふ御叱正を受けるかもしれないけれども、根本的に申しますと、原則として、会計法上時価といふことになつておりますので、御指摘のやうな点が出て参るわけなのでござい

ます。この対策と考へ方としても非常に矛盾するのじゃないかという御指摘になるかと思ふのでございまして、この点につきましては販売方法、たとえば一般競争入札、これが原則でござい

ますが、そのほか指名競争入札、随契という方法があるわけでございまして、特に不当な競争が行なわれて価格をつり上げられるというやうな問題は、やはりだれでも入札のできる、たとえば木材業者でなくとも、お金さえあれば入札ができるというやうな場面が一番熱してくるかと思ふのでござい

まして、指名競争、これも不正、不当な行為が行なわれぬやうな広い範囲の指名競争、あるいはその地元の木材業界の事情に即しては随意契約といふやうなものを取りまぜまして、総合いたしました十分慎重に売り払いを進めていくやうに指導をさせておるのでござい

ます。○有馬(輝)委員 実は私たちが、八月でしたか、お宅のお世話によりまして長野の山の中へこもつちやつて林業問題を勉強したのですけれども、その際に、今の価格の問題でいろいろな議論が出ました。ある一人から、大体今まで安過ぎたんだ、今が普通じゃないかというやうな議論まで飛び出しまして、それに対してどうでもよいのだといふ議論もあつたわけではござい

ますが、問題は、私たちが適正な価格であるかといふことを検討いたしました場合は、先ほど申し上げました卸売物価指数等々にらみ合わせていくよりほかに手だてがないんじゃないか、非常に常識的な線でありましてけれども、そういったしつとこの現在の値上がりというものは、先ほど指摘いたしましたやうに、他のものに比べまして異常なカーブを描いておられますので、そこで他の物価と均衡させてい

うやうなお話でありましたから、やはり営林局が売られる場合にはその中をとっていくというやうなことが、少なくとも林野特別会計の一つの大きな目的ではなからうかと思ふのであります。競争入札その他でとにかく不正が行なわれさへしなければいいのだ、また特別会計について普通いふところの健全な運営がされていけばいいのだというやうな行き方でもつてこの価格安定緊急対策のバック・ボーンにし得るかどうか。私はそういうった情性でもつて動いていったのでは、現在の姿

というものはなかなか押え切れぬのじゃないか、このやうに考えますが、ここで価格の面について今言つたやうな角度から、営林局として格段の御配慮をする考へがあるかどうか、この点についてお考えをいただきたいと思ひます。

○吉村政府委員 全く仰せの通りでございまして、不正が行なわれなければいいのだ、それから機械的に売り払いをしていけばいいのだというやうな考へは、まことに今の時宜には適しておらないのであります。従いましてこの対策はもちろんでござい

ますが、木材業界、林業界の健全な発展に資せるやうな経営を、やはり国有林もして参らなければならぬという考へ方からも、そういうった機械的な売り払いに流れま

すやうな点につきましては十分戒めて参らなければならぬ、かやうに考へております。○有馬(輝)委員 私がお伺いしたいのは、今お話のあつたやうな機械的な操作を改めて、この安定緊急対策に沿うやうな形で、価格についてどこで何らかの手だてをされる考へ方がないかどうか、この一点です。

○吉村政府委員 この緊急対策に伴う販売の方法につきましては、十分その点を検討いたしましたので、各局署に対して指導をいたしております。十分なところがないければさらに努力をしてそういう指導をして参らなければならぬといふ考へます。

○有馬(輝)委員 これは長官に再度追ひ詰めるみたいで非常に恐縮なんです、あまりいい態度じゃないかもしれないけれども、私も伺いたいのは、指導されるとおっしゃるけれども、価格について、先ほど申し上げましたやうに二倍半にも幾らにもなつておる、こ

ういった状態を是正するために、たとえば石当り現在の売り渡し価格よりも千円下げるのだとか、もちろん材質によつて違ひましようけれども、そういうった特段の手だてをやらぬ限り、現在の値上りがブームというものは押え切れぬのじゃないか、そういうったあれを指示される含みがあるかどうか。この木材価格安定緊急対策を立てられた——この租税特別措置法でもつてこれが達成できるとは河野さんだつて考へておられないだらうと思ひます。

大蔵省だつて考へてないと思ふ。やれと言われたからやろうというくらいのことだろうと思ふのです、あとでお伺いいたしますけれども、であるとすれば、やはりそういうった特別の配慮がな

るべきではないか、私はこのように考へております。先ほど林野庁長官は本年度の見通しを六千八百立方メートルというやうなお話でありましたけれども、ここ五年ぐらいの後はどの程度

になるのか、大体の需要の伸びというもの、どの程度に押えられて現在の緊急対策その他の基礎とされておるのか、この点をまず第一にお伺いいたしたいと思ひます。

○吉村政府委員 私どもの方では五年ごとに区切つておられますので、それを申し上げますが、三十五年から三十九年にかけては、この五年間に二億一千九百万立方メートル、四十年から四十四年にかけては、この五年間に二億四千五百万立方メートル、こ

されない限り、私は現在の状態は解決できないと思いますので、そこら辺についてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思ひます。

○吉村政府委員 私どももいたしましては、やはり法の許可範囲内において努力をいたす——まことに消極的な、無責任な御回答になるかもしれません、そういう態度でおるのをごさいます。従ひまして、現在の市況を調査いたしましたことによつて出て参りましたそれぞれの営林署におきまして基準価格を幾らまで下げるとか、現在のままに押えるとか、あるいは過去何年前の価格に押えるとかいう点につきまして、遺憾ながら考え及んでおらない次第でございます。

○有馬(輝)委員 政務次官にお伺ひいたします。
今私が長官にお伺ひしたような状況ですが、ここで政府としては、この木材の値段を安定させるために、今言いますように、特に考える必要があるんじゃないかと思ひますので、これについてこの税制以外に、金融面もありまして、手というものは、私は今申し上げたように営林局長においてやはり市場価格の操作をすることが一番先決じゃないかと思うのですが、この点について政務次官のお考えをお伺ひいたしたいと思ひますし、そのお考えをどのような形で反映させるか、この決意のほどをあらわしてお聞かせいただきたいと思ひます。

○天野政府委員 木材価格がずっと上がつておりました、まことに遺憾なこととでございます。従ひまして、ただいま御審議願つております租税特別措置

法も、木材価格安定の一つの考え方の現われでございますし、また先ほど林野庁長官の言われましたように林道の問題、またそのほか輸入材の問題、業者に対する金融の問題等、いろいろあるところかと思ひます。できるだけ現在の制度その他で許される範囲内で努力いたしまして、木材の価格安定に努めたいという方針で進んでいるわけでございます。

○有馬(輝)委員 林野庁長官にお伺ひいたしますが、先ほどの伐採量の増加についてお話がありましたけれども、それは国有林をどの程度、民間林をどの程度期待しておられるのか、その内訳についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○吉村政府委員 国有林におきまして三十六年度、三十七年度にわたつて、二年間に八百万立方メートル、それから民間林におきまして、二年間に四百立方メートル、合わせて千二百立方メートルでございます。

○有馬(輝)委員 その国有林の伐採促進についてどのような指導をされるのですか。

○吉村政府委員 まずこの減税をお願いしたいと思ひます。そのほか、伐採が里山地帯に集中していくというところは、この四百万というものが、全体に比較しましてそれほど大きくないにしても、やはり考慮をしなければならぬというような考えもございまして、林道をさしたあたり本年度におきましては百七十七キロ増設をいたしまして、これによつて増伐の集中化を防ぐ。それから跡地の造林につきましても、来年、さ来年にこの増伐分の造林の助成につきましても、経費を計

上いたしまして助成をやる。このほか、この問題につきましてもやはり山林所有者に協力してくれるという気持を持ってもらわなければ十分な効果は期待できないというふうに考えまして、県の当局あるいは地元へ配置されております林業改良普及員、こういう人材を通じまして、この木材事情あるいはその持つておられる森林の状態というものを十分認識していただきまして、これによつて増伐に協力をしていただく——すでに県によりましては対策委員会というようなものを作られまして、営林局、県が協力されまして、この増伐事業の徹底を期して協力をしたいといたしているところもある次第でございます。

○有馬(輝)委員 次に伺ひいたしたいと思ひますのは、先ほどの輸入量を各園別に見ますと、おもな輸入先はどこなのか、大体の石数とあわせてお聞かせいただきたいと思ひます。計画だけでけつこうです、本年度、来年度の。

○吉村政府委員 三十六年度の計画を申し上げますと、木材が百六十万立方メートル、それからソ連材が百三十万立方メートル、それからラワン材、これはフィリピンでございますが、五百十立方メートル、その他ニューギニア等から五十万立方メートル、総計いたしまして八百五十万立方メートルの輸入の計画になっております。

○有馬(輝)委員 その他というのはラワン材のことですか。

○吉村政府委員 その他はリグナンバイター、チークというようなものでございまして。

○有馬(輝)委員 ここで長官にお伺ひ

いたしたいと思ひますけれども、少なくとも国内のバルブ材というのはコスト高ということで、ここに貿易自由化の問題が出て参りますし、今みたい林野庁が輸入を計画されても、製紙業者あたり相当な抵抗を示すんじゃないかと思ひますが、そこらについての見通しは大丈夫なのですか。

○吉村政府委員 製紙会社等におきましては、バルブ材の輸入については反対はないかと思ひますが、バルブの輸入に対して反対があつたように聞いておりますが、これは大体来年の十月ごろには自由化されても、国内態勢も整うという見込みになっております。

○有馬(輝)委員 次に伺ひいたしたいと思ひますのは、造林と伐採との関係であります。これはどういう角度からお伺ひするかといたしますと、私は少なくとも現在の国有林野というものは増伐期に入つておるのじゃないか、現在のような計画をもう少し進めて伐採を促進する必要があるのじゃないかという角度からお尋ねをいたしたのであります。昭和十五年には造林面積が四十二万ヘクタール、伐採面積が五十七万ヘクタールでありましたが、それが戦後末期から戦後の二、三年まで非常に逆な形がずっと続いております。十六年度で造林が五十二、伐採が六十五それからずっと二十年で極端に造林面積が減りまして四十七万ヘクタール、伐採面積が七十九万ヘクタール、こういう状態を改めいくために林野庁としても相当な苦勞をされたと思ひますが、昭和二十七年ごろから大

体造林面積の方がずっとふえて参ります。

して、その効果というものはやはり今後十年ぐらいに期待するというのが常識的な考え方でしょうけれども、問題は、御承知のように三十三、三十四年ごろからまたそれがずっと減つてきております。ですから、少なくとも先ほどお話のありました緊急対策の線に沿うためには、この伐採面積というものをもう少し検討する必要があるのではなからうかと思ひます。この点について限界はどの程度になるのか、造林との関係の中でどの程度が伐採の限界になるのか、この点について林野庁長官としてのお考え方を聞かしていただきたいと思ひます。

○吉村政府委員 過去におきまして植伐と申しますか、造林と伐採の不均衡がありましたのは御指摘の通りでございますが、それが三十一、二年ごろには大体植伐の均衡がとれまして、その後伐採地の造林を確実にされておるというふうになっておるのでございます。

御指摘のもう少し切れるのではないかと、伐採できるのではないかと、こういう点でございますが、私も、この緊急対策を進めまして同時に、恒久的な対策の再検討をいたしております。それで、その検討をたいま進めておる過程でございますが、今後、造林技術、すでにいろいろな研究も実つて参つておるのでございます。そういうものを取り入れて造林を進めていく過程におきまして、大体この緊急対策のうちの一部と申しますか、年にしまして三百立方メートル程度は今後恒常的にふやして参りたいというふうに、またそれができるのじゃないかというように、ただいま検討をいたしております。

そんな手段でもって何かやったのだ、やろうとしたのだというようなことで、私は政治の方向としてこれは少なくとも避けていかなければならないことであると思いますから、こういう点についてはやはり相当の御戒心をいかにしたい、このことを強く要望いたしますして、本日の私の質問を終わりたいと思います。問題は今後にあるのであ

りまして、やはり基本問題調査会の答申にありました林野特別会計の経営の問題なり、また林業所得の問題なりあるいは林業経営の問題なり、総合的な判断の上に立って、今申し上げました基本対策というものが打ち立てられなければならぬと思いますが、こういう点につきましては口をあらためて林野庁長官のお考えを承りたいと思いますし、その上に立っての政府としてのお考えも承りたいと思いますので、私は、先ほどの点だけを要望いたしまして、本日の質問をこれで終わりたいと思います。

○小川委員長　ちよつと速記をよめて。

○小川委員長　では速記を始めて。

〔速記中止〕

石村英雄君。

○石村委員　租税特別措置法についていろいろお尋ねしたいことがたくさんあるのですが、その前に委員長に、税法に関する審議についての大蔵委員会法の運営の仕方という点について、御注文と申しますか、お願いと申しますか、私の気持を申し上げ、また同時に大蔵省の事務当局にお願いがしたいのではありません。

私は長い間大蔵委員をやっております。従つて税法については大体わかつておる、こういうふうに自分では考へ

ておったのですが、たまたまこし病気をしまして通常国会はほとんど休みましたが、病床にあっていろいろな税法のことについて天井をにらんで考えたのですが、自分自身としてわかっておると思っておったことは大間違いだということ、痛切に反省させられたのです。私はわかっていない。今まで大蔵委員会へいろいろ税法がかかってくる、かかってくると事務当局の説明なりあるいは専門員室の御説明なりを聞いて、今度の税法の改正案は大体こんなところだな、こういうふうに受け取って、一般論と申しますか、政治論のみをやってきました。もちろん政治論が不要だとは申しません。非常に必要なことだと思えます。今度の租税特別措置法につきましても、山林所得なんかの問題について先ほどからいろいろ質問が出ておりますが、私もこういう特別措置をしてはたして今の木材の価格を下げるというような効果があるかどうか、非常に疑問だと考えておりますが、こうした一般論も必要ですが、やはり直接個々の条文について議員としては綿密な検討をしなければならぬのじゃないか、こう考えておるのです。それは、税については私も苦い体験があるのですが、その体験も恐縮ですがお聞き願いたいのです。私は議員になる前にしがない町の炭屋をしておりましたが、ちょうど取引高税の問題で税務署から大へんしかられたことがあるのです。まきは当初取引高税の対象になつていなかった。それがある時期において統制がはずされて取引高税の対象になった。その後において私は正直にやはり取引高税をまきについて納めておる、こう考えて

おったのですが、取引高税がかかるようになって一年か二年か後になって税務署から、お前のところは取引高税税を脱税しておる、従つて脱税分についてこれれ納めろ、こういう話があった。莫大な金額なんです。重加算税、そんなものまで計算したんだと思いますが、あまり大きな金額でずからびつくりして税務署へ払は行きました。一体どういうわけだ、自分としては取引高税を脱税はしていないつもりだが、こう言いましたところが、税務署の説明には、お前の方では納めてはおるが、実は取引高税のかからぬときに売ったまきの代金が、取引高税がかかるとなつて後において入つたそのものの取引高税を納めていないんだ、従つてこれに対して何年前からのことだからこれこれのなををかけて、当時三十万円か幾らかだつたですが、そんな金額を言い渡された。御承知のようにまきのようなものは大へん利潤の薄いのでもあります。取引高税がかかるようになってからは取引高税を考へてまき販売価格も作つておる。取引高税のかからぬときには、生活必需物資だといふのでやはりそれだけのうけはない価格で売つておつたわけです。それが売つたときは取引高税はかからぬ、その代金が入つたのは取引高税がかかるようになってからだ。大体税務署は、売ればすくもうけがある、その売つたものが売掛になつて金かとれても損益計れなくても売り上げ利益として損益計算して税金をとる。それが取引高税のかからぬときに売つたものの入金が、あとになつてからきたといつて取引高税をかけるというのはあまりにも不当ではないか、こう言つたところが、その

税務署のお役人の言ひに、あなたの
おっしゃることはもつともです、こ
ういふ税法は私も非常に不合理だと思
います。ここまではよかったです。あ
なことを言つたかという、だがこの
税法はあなた方がお選びになつた議
員が国会でお作りになつた法律であ
ります、従つて文句があるならば選
んだ議員に文句を言ひなさい、税務
署の職員としては法律通りやらざ
るを得ない、こ
ういふ返事だつた。私大へんけし
からぬ発言だとは思ひましたが、法
律がそ
うなつておるとすればしょうがない
、
こ
う考えたのです。こ
ういふように、
おそれくその取引高税の法律を作
つたときも、議員はそんなことま
では知らず
に作つたのではないかと思ひます。
従つてわれわれがこの税法を審議
するときに、やはり具体的に各条
文につ
いて綿密な検討を加えなければなら
ぬの
じやないか。一般の政治論はもち
ろろ
ふ必要ですが、こ
うしたのにつ
いて具体的な個々の条文につ
いて、綿密に
議員がこの場で審議する必要がある
の
ではないかといふことを、こ
うした体
験その他を考へて、病中痛烈に反省
し
たわけでありますが、どうか今後
の大
蔵委員会において税法を審議され
る場
合は、大蔵委員長としてもそうし
た点
を御考慮になつて、税法の小委員
会で
もけつこうですが、そ
ういふところ
で一々各条文につ
いて逐次検討を加へるの
よ
うな運営をしていただくことをお願
い
するのと同時に、大蔵省当局にお
願ひ
するの、この税法の条文はわれわれ
が
しろろとが読んだらさっぱりわから
な
せん。これはもちろん正確を期せられ
るの
のためにこ
ういふ文章がで
き上がるの
だとは思ひますが、読ん
でいくと主語

がどこにあつたか忘れてしまふのです。一々ノートを書き上げて、この条文の主語はこれだ、そしてこの主語はどこで完結するのだということを書き抜いて、ただし何々、ただし何々とあとへくつつけていかなければ、この条文は何を言っているのかさっぱりわからない。これをずっと読んだら、皆さんは専門家ですから何のことかわかると思いますが、この条文を読んでもしろうとには何のことかわかりません。そのまま読んだら頭には全然残らない、まるで外国語の本を読んでいるようなものだ、従つてこういう改正をなさる場合には、あるいは新しい税法をお作りになる場合には、お願いすることは、具体例を一々あげて、そうして各条文を適用して、この条文によつてこの例はこうなっていくんだ、今度の租税特別措置にいたしましたも、この改正をしない前はこうなる、今度の改正によつて、ここはこの条文によつてこうなるのだという説明を、めんどろしよが全部お作りになつて、われわれ委員にお配り願ひたい。そうすることによつて私たちがしろうとがこの条文を審議し、はたして無理な改正でないかどうかということをはんとりに調べることができると思ふのです。いつかかもの法律がわからないということをもこの法律がわからないということと言ひましたところが、たしか塩崎君言ひましたと思いますが、私たちにはわかからなかつたと思ひますが、私たちが、そのとおり言ひます、こう言う。ところが、そのとき私は、この何々を除くところのどの部分を除くのだと具体的な例をあげて聞いたら、塩崎君は、いやそれはこれですと具体的に指摘はできなかった。ただ何となしに私にはこうのみ込めます。こういうばく然とした改正なんです。

す。おそらく皆さん、大へん失礼ですが、主税局長もこの条文を文法的に分解してこれは何だ、こう聞いたときには簡単に答へられないような条文ができておると思います。もちろん冒頭申しましたように、皆さんは大へん正確を期せられる結果こうしたものができると思うのですが、それだけにわからぬものですか、これはわかるように条文の書き方も考えていただきたいが、われわれが審議するについてもそういう具体例をあげて、一々適用条文を書いて計算をしてお見せいただくならばわれわれにも理解ができる。これをぜひやっていただきたい。あしたに上げるとかなんとかいうことです。私は今度の問題でもこの租税特別措置法についても一々具体例を示していただきたいというのを希望することです。これが冒頭にお願ひすること、ぜひ今後そういう大蔵委員会の取り扱いをしていただくこと、そうすべきだと私は考えるわけですが、これは希望として申し上げておきます。

そこで、ちょっとお尋ねしますが、実は昨晚もこれを読みました、が、とうとうさじを投げた、どこでさじを投げたかという、問題になっておる山林所得の課税の特例で、三十条の二があり、そうして三十条の二の三項で私はさじを投げた。これはどういうふうにこの三項というものを解釈すればいいのだろうかなくなつた。三十条はもちろん生きておるのだと思います。この三十条は個人が、昭和二十一年三月三日から引き続き所有している山林を伐採し、または譲渡したときの所得の計算の特例なんです。それが今年度、三十条の二で、昭和三十六年または昭

それから「所得税法第十条第二項及び第三項並びに第十条の四第一項」とあるのは「云々、これはその山林所得の計算方法を所得税法の方で書いておるものでありますので、その日取りに

であります。そういう意味で形式的な手当をしておるだけであります。言っていることは一項、二項のことをやるためには、ある条文をそういうふうに読みかえないとそこが工合が悪いとい

は三十六年、三十七年に伐採または譲渡すれば三十条の二の適用を当然受けるのだと思う。そうするとなぜ三十条の二の三項によつて、そのように読みかえるというか、そういう適用をやら

基本税法でございますので——基本税法と申しますか、これは基本的に、三十九年とか三十七年に譲渡しようがしまいがその規定の適用があるわけでございます。三十条の二で言っておりますの

もう三十条の二の者しかないわけ
うね。

○村山政府委員 同じこととございま

○石村委員 私の言ふ

か。

では包括遺贈がありますとみなし譲渡

第三項は 先ほど申しました如

ごめします。

○村山政府委員　ですから実態は全く

১৯৫৬ সালের ১০

そうなんです。

○石村委員 やつとわかりました。

い規定をよくおやりになる大蔵省の方

○村山政府委員　これは書き方で見ま

第二項の規定により計算した金額、こ

あります。「その年分の山林所得に係る

掲げる残額のうち」云々、これは所得

平均実効税率の出し方は所得按分によ

○石村委員　今私の言つておるのは

いこうことです。

はつきり普通の会計學と違ふ方式をと

らなければならぬというものについて書いてあるわけであります。従つて、ここでは所得税法上の「必要な経費」という文書をそのまま引用してあるというものであります。

○石村委員 それで済むなら、三十条についても「総収入金額から控除すべき植林費、取得費、管理費、伐採費その他の必要な経費の金額」なんて長たらしいことを書かずに、総収入金額から控除すべき必要な経費、こう書けばいいのではないか。ほかのところはこんな長たらしいことが書いてある、ここだけは書いてないのはどういふわけか、何か特殊な意味があるか、こういうことです。

○村山政府委員 山林所得の所得計算を規定しました所得税法の第九条第七号を見ますと、こう書いてあります。

「山林の伐採又は譲渡に因る所得は、」
こう書いておまして、「その年中の総収入金額から当該山林の植林費、取得費、管理費、伐採費その他必要な経費を控除し、」こうなつてくつてありますのは、「その他必要な経費」とこう書いてございす。ですから、中身はここに書いてあるわけでございます。これはどうせ本則に対する特別でございます。こゝ使えは普通の用語の約束に従ひまして、七号にいうところの「必要な経費」であるということになるわけでございます。ここにまた長たらしい書く必要はないのだ、ただ概算経費の問題につきましては、これは計算方式でありますので、はつきりそのことを書く必要がある、こちらは所得税法の本則にそのまま乗つた規定でございますので、そのように読んで

でいただく、かような意味で規定してあるわけでありす。

○石村委員 九条の七号に「その他必要な経費」の前文句があるわけなんです。だからここにもなぜそれをお書きにならないか、こういうのです。ただこれだけ見ると、「必要な経費」、任意の判断でよろしい、こういうことなんです。本則の方ではある程度こういうものを例示してあつて、「必要な経費」というものがある程度例示によつて制約を受けようと思ふのです。何でもかんでも「必要な経費」ということにはならない、本人が必要だと思つたらというわけにはいかないと思ふ。ところが、ほかのところは全部概算のところだろが、本則のところだろが、同じ文句が使つてある、このところだけ使つていない、もうめんどうくさくなつたから、わかつたからやめた、こういう意味ですか。

○村山政府委員 何と申しますか、本則の方はこれははつきり書かないとわからないわけですね。ですから、ずつと例示をあげて、「その他必要な経費」というものは、おそらく譲渡に関する経費とか、そういうものを言つておる、いずれにしてもはつきり書かないとわかりません。概算経費というものは、これは技術でございます。その場合の技術計算の場合に、どういふものを引き出すかというものは、これもやはりあらためて書く必要がある。この条文は、ここはもう本則に乗つたといふわけでございます。おっしゃる通りに一々書いてもけつこうなのでございす。書かなくても、当然これが本則の例外であるといふことで、この「必要な経費」というのは本則に定める

「必要な経費」であるといふことは読めるだらうといふことでございす。また法制局も当然そうだらうと思つてこれは整理しておるといふことだらうと思ひわけでございます。

○石村委員 そういふように簡略にしてわかりやすくするといふお気持は大へんけつこうですが、ほかの条文もなるべく簡略にしてわかりよく、ときどき思いついたように、めんどうくさくなつて削るということをしないで、首尾一貫したやり方をとつていただきたい。そうでないと、何か特殊な意味があるだらうかとわれわれは間違つて考えるようになりますから、一つお願いします。

○小川委員長 次会は明二十五日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時二十一分散会

〔参照〕

会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第三四号（予））に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

大蔵委員會議録第三号中正誤

ページ	行	誤	正
五一	三	行頭を一字下げ	はす
七二	終り	するとき	するとき
から三	その	その	